

科学的助言等対応委員会の公開等について（案）

1. 会議

個別の意思の表出案に係る提案、査読及び承認に関する審議については、非公開とする。また、公開することにより審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると委員長が認める場合は、委員会に諮って非公開とすることができる。

上記以外の場合にあつては、原則として公開とする。

2. 会議に配布される資料

個別の意思の表出案に係る提案、査読及び承認に関する審議における配布資料については、非公開とする。また、審議の途中にあるものその他公開することにより審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると委員長が認めるものについては、委員会に諮って非公開とすることができる。

上記以外の場合にあつては、原則として公開とする。

3. 議事の記録

個別の意思の表出案に係る提案、査読及び承認に関する審議の議事要旨については、非公開とする。ただし、進行に関する一覧表を作成の上、公開する。

上記以外の場合にあつては、原則として議事要旨を公開する。

※ 会員・連携会員との共有については、進行に関する一覧表等をホームページに公開することをもって行う。